

令和 6 年 1 0 月 2 9 日

(公財) 日本中体連剣道競技部ブロック長様

(公財) 日本中体連剣道競技部長 山下克久

令和 7 年度全国中学校体育大会

地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則 (抜粋)

※ 下記は、令和 6 年 1 0 月 1 1 日付け「令 6 日中体発第 3 0 5 号」にて、日本中体連会長名で通知された細則を、剣道競技のみ抜粋したものです。

競 技 部	細 則
15 剣道	<p>1 地域クラブ活動の参加について以下の細則を設ける。</p> <p>(1) 都道府県中体連に登録し、参加を認められていること。</p> <p>① 団体戦については、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、又は「地域移行の受け皿となっているクラブ活動」とする。</p> <p>② 個人戦については、所属する地域クラブ活動からの参加とする。</p> <p>③ 参加の許可については、都道府県中体連及び都道府県中体連剣道専門部が確認を行い判断する。</p> <p>(2) 所属する地域クラブ活動に登録する所在地の地区中体連の予選会から参加する。</p> <p>(3) 監督は、地域クラブ活動の指導者とする。</p> <p>(4) 年度当初に所属中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかを申告する。期間は 1 年とし、毎年更新する。年度途中で変更することは認めない。</p> <p>(5) 3 年間同一団体から出場することが望ましい。</p> <p>(6) 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。(例えば、団体戦は学校から、個人戦は地域クラブ活動からという参加は認めない。)</p> <p>(7) 地域クラブ活動からの出場は、団体戦については 1 団体 1 チームのみとし、同一団体から複数チームの参加はできない。個人戦の 1 団体の出場枠は各大会の規程による。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 上記細則は、令和 7 年度の規程とし、以降修正を加えることができる。</p>